都市高速鉄道 J R 関西本線 · 近鉄名古屋線 (八田駅付近連続立体交差)

事後調査結果中間報告書(工事中)(その3)

(鉄道の建設)

令和元年9月

名古屋市

はじめに

本事後調査結果中間報告書(工事中)(その3)は、「名古屋市環境影響評価条例」(平成10年名古屋市条例第40号)に基づき、「環境上の影響調査計画書(工事中)」において計画した調査について、平成28年9月から令和元年8月までの結果についてとりまとめたものである。

目 次

	頁
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
第2章 対象事業の名称及び種類	1
第3章 対象事業の概要 ····································	1 1 6
第4章 環境影響評価手続きの経緯	7
第5章 事後調査 5-1 事後調査計画 5-2 今回の報告について	8 8 8
	O

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

[事業者名] 名古屋市

〔代表者〕名古屋市長 河村たかし

〔所 在 地〕 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

第2章 対象事業の名称及び種類

[名 称]都市高速鉄道 J R 関西本線·近鉄名古屋線(八田駅付近連続立体交差)

[種類] 鉄道の建設

第3章 対象事業の概要

3-1 事業の目的・概要

JR関西本線・近鉄名古屋線の沿線では、市街地化が急速に進む中で、両鉄道による地域分断、踏切による渋滞や事故の発生が市民生活に大きな障害となっていた。本事業は、これらを抜本的に解決し、地域の発展、環境の改善に寄与することを目的に、JR関西本線・近鉄名古屋線の連続立体交差化を行うものであり、既設線の高架化(JR関西本線 1線(単線)・近鉄名古屋線 2線(複線))及びJR関西本線の複線化を行うこととしている。

本事業の概要を表1に、事業路線の位置を図1に、平面図及び縦断面図を図2に示す。 なお、これまでの事業の経緯を表2に示す。

なお、本事業では、既設線の高架化が完了した時点で事業を中断しており、現在は中 断時の状態で定常状態となっている。

表1 事業の概要

項目		内容				
		JR関西本線	近鉄名古屋線			
路線	区間	起点:名古屋市中村区黄金通7丁目 終点:名古屋市中川区富田町大字前 田字新田前	起点:名古屋市中村区黄金通8丁目 終点:名古屋市中川区富田町大字前 田字新田前			
	延長	約3.5km 約3.4km				
	線路数	2線	2線			
規格	軌間	1,067mm	1,435mm			
	構造	高架部:スラブ高架、コンクリート道床・バラスト道床 擁壁部:直擁壁盛土、バラスト道床				
施設	踏切除却数	8 箇所	7 箇所			
	新設架道橋	20箇所	20箇所			
	立体交差化 される 幹線道路	都市計画道路3·5·13日比津小本線 都市計画道路3·3·11高畑町線 都市計画道路3·5·148横井町五月通線				
	駅	八田駅:高架式、2面3線式	烏森駅:高架式、2面2線式 八田駅:高架式、2面4線式			
事業期間		既設線(1線)高架化 :平成5年度~平成18年度(完了) 複線化:未定	平成5年度~平成18年度(完了)			

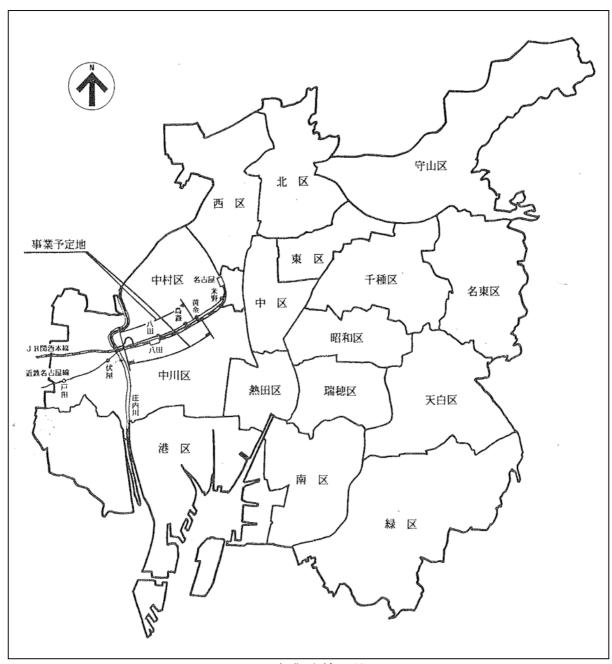


図1 事業路線の位置

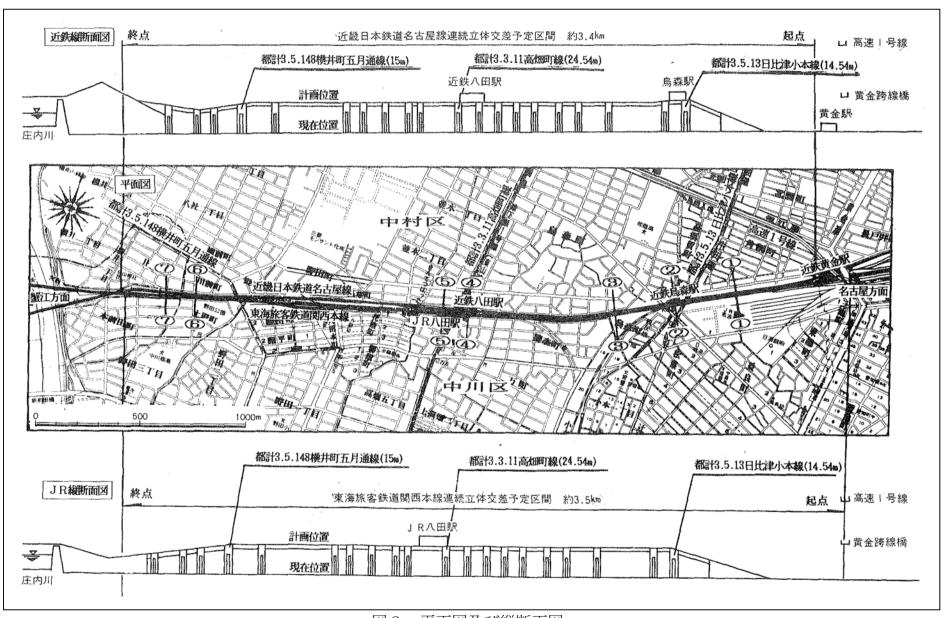


図2 平面図及び縦断面図

表 2 事業の経緯

平成 3年 3月 都市計画決定

平成 5年 4月 都市計画事業認可

平成7年1月 近鉄名古屋線の工事着手

平成9年3月 JR関西本線(単線高架化)の工事着手

平成14年 4月 JR関西本線が高架運行開始(ただし、西名古屋港線との並行区間は、西名古

屋港線高架上に仮線敷設することにより高架運行を開始)

平成14年 8月 近鉄名古屋線の下り線が高架運行開始

平成16年 2月 JR関西本線が西名古屋港線高架仮線から本線高架へ切替

平成17年 5月 近鉄名古屋線の上り線が高架運行開始

平成19年 3月 近鉄名古屋線の工事完了

JR関西本線(単線高架化)の工事完了

3-2 工事計画の概要

本事業の標準的な施工順序を図3に示す。

既設線の高架化にあたっては、仮線を敷設し、列車を運行させながら本体工事を行った。具体的には、まず現在線(工事着手前)の外側に仮線を敷設し、列車の運行を仮線に移したうえで、現在線を撤去し、高架橋を構築した。高架橋完成後、列車の運行を仮線から高架の計画線に切り替え、仮線を撤去し、既設線高架化工事を完了した。

今後、JR関西本線の複線化(線増)工事を行い事業完了となるが、現在は事業を中断 しており、残る工事の実施時期は未定である。

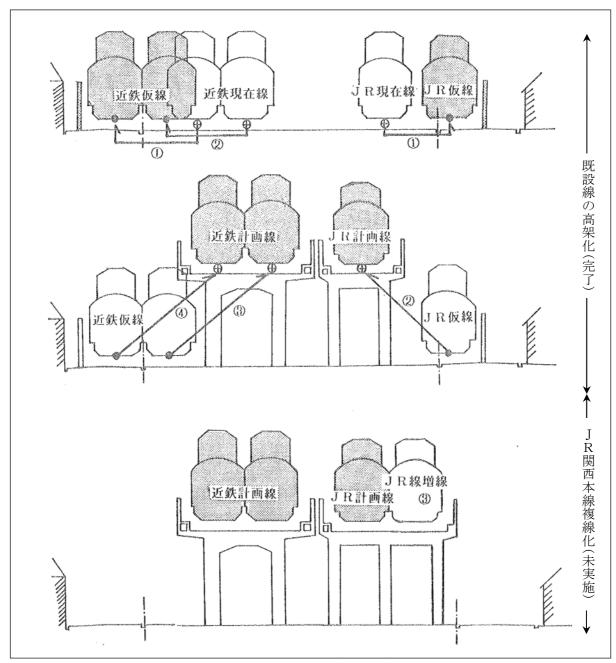


図3 標準的な施工順序

第4章 環境影響評価手続きの経緯

環境影響評価の手続きは、「都市計画における環境影響評価の実施について」(昭和60年6月6日建設省都市局長通達)の趣旨を踏まえ、「名古屋市環境影響評価指導要綱」(昭和54年2月5日名古屋市告示第47号)の趣旨を尊重して実施した。

これまでの環境影響評価手続きの経緯を表3に示す。

表3 環境影響評価手続きの経緯

事項 日程及が内容							
	T	日程及び内容					
問警	期間	・昭和61年4月9日~4月23日					
风见	場所	• 計画局施設計画課					
閲覧	期間	・平成2年8月13日~8月27日					
	場所	計画局施設計画課、中村区役所、中川区役所					
開催	期日 及び 場所	・平成2年8月17日 八社小学校(中村区)					
		・平成2年8月18日 野田小学校(中川区)					
		・平成2年8月20日 柳小学校(中村区)					
		・平成2年8月21日 常盤小学校(中川区)					
提出	期間	・平成2年8月13日~8月27日					
		・平成2年11月28日~12月12日					
閲覧	期間	・平成2年9月12日~9月26日					
	場所	· 計画局施設計画課					
閲覧	期間	・平成2年12月20日~平成3年1月8日					
	場所	・公害対策局環境影響評価室					
閲覧	期間	・平成3年3月27日~平成3年4月3日					
	場所	・計画局施設計画課					
送付	期日	・平成6年9月13日					
		- 十四次0十岁月10日					
報告		・平成20年3月27日					
閲覧	期間	・平成20年4月10日~平成20年4月24日					
	場所	・環境局地域環境対策課					
縦覧	期間	・平成25年6月7日~平成25年6月21日					
	場所	・環境局地域環境対策課、中村区役所、中川区役所、					
		中川区役所富田支所、環境学習センター					
縦覧	期間	・平成25年10月7日~平成25年10月21日					
	場所	・環境局地域環境対策課、中村区役所、中川区役所、 中川区役所富田支所、環境学習センター					
縦覧	期間	・平成28年10月5日~平成28年10月19日					
	場所	・環境局地域環境対策課、中村区役所、中川区役所、					
		中川区役所富田支所、環境学習センター					
	開提閱閱閱送報閱縱縱	B					

[※] 既設線の高架化が完了した時点で事業を中断したことから、任意の手続きとして、事業中断の報告及び「環境調査結果報告書(工事中)」の作成を実施した。なお、平成25年4月の条例改正に伴い、「環境調査結果報告書(工事中)」は「事後調査結果中間報告書(工事中)」及び「事後調査結果中間報告書(供用開始後)」とみなされた。

第5章 事後調査

5-1 事後調査計画 (工事中)

環境に影響を 及ぼす行為	環境項目	調査事項	調査場所	調査時期	調査方法	その他
仮線における	騒音	列車騒音	環境影響評価書に 示した予測箇所 (7箇 所) において現況の 近接側の軌道中心か ら民地境界	仮線切替後	名古屋市公害防止条例に 基づく騒音に係る環境目標 値について(昭和61年2月3 日名古屋市公害対策審議会 答申)に示す測定方法に準 じて行う。	
列中連1	振動	列車振動	環境影響評価書に 示した予測箇所 (7箇 所) において現況の 近接側の軌道中心か ら民地境界	仮線切替後	環境保全上緊急を要する 新幹線鉄道振動対策につい て(昭和51年3月12日環境庁 長官勧告)に示す測定方法 に準じて行う。	
施設の建設時 の建設機械稼 働及び工事車 両の走行	騒音	工事騒音	各工事工区を代表 する箇所において作 業の敷地境界防音壁 外1、2、3、4、 5 m (5 mまでの距 離がとれない場合は 民地境界)	代表的な工 種毎に最も 影響を与え る日	特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)に示す測定方法に準じて行う。	作業日、 作業時間は 作業日報等 により確認 する。
	振動	工事振動	各工事工区を代表 する箇所において作 業の敷地境界	代表的な工 種毎に最も 影響を与え る日	振動規制法施行規則(昭和 51年11月10日総務府令第58 号)に示す測定方法に準じ て行う。	作業日、 作業時間は 作業日報等 により確認 する。
	地盤	地盤沈下	各工事工区を代表 する箇所において作 業の敷地境界	工事期間中 において月 1回の割合	水準測量	地下水位については、周辺地域の聞き取り調査。

本表での環境要素に加え、廃棄物、安全性、電波障害についても、市民等からの苦情があった場合は、その内容及び対処方法を調査する。

5-2 今回の報告について

今回の中間報告は、前回(平成28年9月)の報告以降の工事に関する事後調査結果の報告が本来求められる内容であるが、既設線の高架化が完了した時点で事業を中断しているため、平成28年9月以降工事を実施していないことを報告する。